

令和 5 年度 障害のある学生の修学支援に関する検討会における論点整理（案）

I. 検討会の目的

「第二次まとめ」及び改正障害者差別解消法の施行を踏まえた、高等教育段階における障害のある学生（以下、障害学生）の修学支援の在り方について検討し、その検討結果を「第三次まとめ」としてまとめて、公表する。

II. 検討の対象範囲

- 「第三次まとめ」における検討の対象範囲は、「第二次まとめ」からの記載事項の継続性を考慮し、基本的には踏襲することとしてはどうか。

（参考）「第二次まとめ」の対象範囲

- ・ 「学生」の範囲：我が国における、大学等に入学を希望する者及び在籍する学生とし、学生には、科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む
- ・ 「障害のある学生」の範囲：障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生
- ・ 学生の活動の範囲：入学、学級編成、転学、除籍、復学、卒業に加え、授業、課外授業、学校行事、課外活動（サークル活動等を含む）への参加、就職活動等、教育に関する全ての事項
上記とは直接に関係しない学生の活動や生活面への配慮（通学、学内介助（食事、トイレ等）、寮生活等）に関する事項

※ 「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」については、参考となる配慮事例を提示
- ・ その他：学生に関係する保護者や介助者（支援補助学生を含む）等への配慮に関する事項

- なお、「障害」の根拠資料に関する考え方については、改めて整理することとしてはどうか。

III. 検討事項の整理

以下の項目に沿って検討を取りまとめることとしてはどうか。なお、検討に当たっては障害者政策委員会による「障害者基本計画（第5次）」や、現在文部科学省において改正中の「対応指針」との整合性に留意する。

1. 「第一次まとめ」及び「第二次まとめ」において各大学等が取り組むべきとされた事項の現在までの取組状況を整理してはどうか。

【「第一次まとめ」において関係機関が取り組むべきとされた事項】

- (1) 短期的課題
- (2) 中長期的課題

【「第二次まとめ」において関係機関が取り組むべきとされた事項】

- (1) 教育環境の調整
- (2) 初等中等教育段階から大学等への移行（進学）
- (3) 大学等から就労への移行（就職）
- (4) 大学間連携を含む関係機関との連携
- (5) 障害のある学生への支援を行う人材の養成・配置
- (6) 研修・理解促進
- (7) 情報公開

2. 上記の状況及び「第二次まとめ」以降の障害者施策を踏まえ、以下の事項に基づき重点的に検討を行い、安定性と継続性のある大学等の体制整備、学内の連携体制の構築の在り方についての考え方を整理してはどうか。

【検討すべき事項】

- (1) 障害学生支援の基本的な考えに関すること

(論点案)

- ・「不当な差別的取り扱い」に関する理解に関すること
- ・大学等として合理的配慮をどのようにとらえるべきか
- ・合理的配慮提供に関わる大学等の責任（コンプライアンス）と建設的対話の重要性に関すること

- (2) 学内の体制整備や合理的配慮の提供に関すること

(論点案)

- ・支援体制の構築と学内での浸透に関すること
- ・合理的配慮の提供における諸課題に関すること
- ・合理的配慮における ICT 機器等の活用に関すること
- ・学内における支援人材の配置・育成に関すること

- (3) 紛争の防止・解決に関すること

(論点案)

- ・紛争の防止・解決のスキームに関すること
- ・入試における合理的配慮の提供に関する紛争の防止・解決に関すること

- (4) 大学等と地域・社会資源との連携に関すること

(論点案)

- ・障害学生支援における地域・社会資源との連携に関すること
- ・地域の障害学生支援ネットワークの活用に関すること
- ・大学等連携プラットフォームの枠組みの更なる活用に関すること

- (5) 障害学生の就職支援に関すること

(論点案)

- ・障害学生に対する就職支援に関すること
- ・学内の学生支援部署の連携に関すること
- ・学外の支援組織との連携に関すること